東 京 都 地 域 防 災 計 画

原子力災害編

（平成 24 年修正）

東 京 都 防 災 会 議

目　次

目　　次

第１部　総　　則 1

第１章　計画の方針 3
第１節　計画の目的 3
第２節　計画において尊重すべき指針 4
第３節　計画の構成 4
第４節　計画の習熟 5
第５節　計画の修正 5
第２章　放射性物質又は放射線の放出形態 6
第３章　協議の対象となる原子力事業所 7
第１節　原子力事業所の名称、所在地等 7
第２節　原子炉施設等の概要 8

第２部　災害予防・応急・復旧対策計画 9

第１章　災害予防計画 11
第１節　原子力事業者との防災事務に関する協議及び防災要員の現状等の届出の受理 11
第２節　立入検査と報告の徴収 11
第３節　原子力防災専門官との連携 11
第４節　防災知識の普及 11
第５節　防災業務関係者に対する研修 12
第６節　防災訓練等の実施 12
第７節　情報伝達体制の整備 12
第８節　都民への情報提供等 12
第２章　災害応急対策計画 13
第１節　基本方針 13
第２節　応急活動体制 13
第３節　情報の収集・伝達 14
第４節　応援協力 16
第５節　警備・交通規制 16
第６節　都の情報連絡体制 16
第７節　都民への情報提供等 17
第３章　災害復旧対策計画 19
第１節　保健医療活動 19
第２節　放射性物質への対応 19
第３節　風評被害への対応 20

目　次

用語集・索引 23
　用　語　集 25
　索　　　引 26

第１部
総　　則

第１章　計画の方針

第１節　計画の目的

○　平成 11 年（1999 年）９月 30 日に茨城県東海村にあるウラン加工施設において、臨界事故が発生し、我が国で初めて原子力災害による住民の避難や屋内退避が必要となった。

○　この事故を教訓にして、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）が制定され、国、地方公共団体及び関係機関において原子力災害に対する抜本的な強化を図ることとなった。

○　都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域（※）に都の地域は含まれていない。

○　このことから、国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、都は、都民の避難等の対応を迫られるものではない。

○　しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、都の近くにある原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、都民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くするように対応することが必要となる。

○　また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえ、都の初動態勢と都民の不安の払拭と安全の確保を図る必要がある。

○　そこで、この計画では、このような事態に関する情報収集や都民へ迅速で正確な情報を提供する体制を整備し、都民の不要な混乱を防止することを目的とする。

○　また、この計画に定めのない事項については、本書の大規模事故編を準用して対処する。

○　なお、放射線使用施設等への対応については、大規模事故編第２部第２章第１節　放射線等使用施設（P41）及び第３部第６章第５節　放射線使用施設等の応急対策（P150）で、核燃料物質等の輸送に係る原子力災害への対応については、大規模事故編第３部第６章第６節　危険物輸送車両の応急対策（P151）で定めるところによる。

（※）　原子力災害対策重点区域とは、国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。

原子力災害対策指針においては、実用発電用原子炉（発電の用に供する原子炉）に係る原子炉施設については、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action Zone)を定めており、また、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域についても定めている。

なお、今後、原子力規制委員会において、実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域や、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準としての緊急時活動レベルや、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準としての運用上の介入レベルなどの設定も含めて、見直しを進めることとしている。

第２節　計画において尊重すべき指針

○　この計画の専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が決定した原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。

第３節　計画の構成

○　この計画は、都及び防災機関が行うべき原子力事故対策を予防、応急、復旧対策に分けて記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構　成	主　な　内　容
第１部 総則	放射性物質又は放射線、原子力事業所の概要等
第２部 災害予防・応急・復旧対策計画	事業者及び関係機関が行う予防対策、原子力事故発生時に都及び関係機関がとるべき対策等

第４節　計画の習熟

○　各防災機関は、平素から危機管理の一環として、原子力事故対策を推進する必要がある。このため、原子力事故等に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、原子力事故に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、原子力事故への対応能力を高める。

第５節　計画の修正

○　この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
○　修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を東京都防災会議に提出する。

※　原子力災害編（平成 24 年修正）を受けて、大規模事故編（平成 21 年修正）と合冊の原子力災害編（平成 14 年修正）は、原子力災害編（平成 14 年修正）のみを廃止する。

第２章　放射性物質又は放射線の放出形態

○　原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出形態は、原子力災害対策指針において、以下のように想定されている。

１　原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

○　原子炉施設においては、多重の物理的防護壁があるが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。

この際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。

○　さらに土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

○　実際、平成 23 年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

２　核燃料施設で想定される放出形態

(1)　火災、爆発等による核燃料物質の放出

○　核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって施設からウラン又はプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。

○　これらの放射性物質は上記１項と同様にプルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

(2)　臨界事故

○　臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。

○　遮へい効果が十分な箇所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。

○　なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮が必要である。

第３章　協議の対象となる原子力事業所

○　原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を策定または修正しようとするときは、あらかじめ当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事及び市町村長に加え、当該原子力事業所の区域を含む市町村に隣接する都道府県の都道府県知事(以下「関係周辺都道府県知事」という。)に協議しなければならない(原災法第７条第２項)。

○　都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は、神奈川県内の１ヵ所である。

第１節　原子力事業所の名称、所在地等

１　株式会社東芝　原子力技術研究所

所　在　地　等	神奈川県川崎市川崎区浮島町４番１号 電　話：044-288-8030 Ｆ Ａ Ｘ：044-266-4801
事　業　者　名	名　称：株式会社東芝 所在地：東京都港区芝浦一丁目１番１号
原子炉施設等	東芝臨界実験装置(NCA：Nuclear Critical Assembly) 核燃料使用施設

２　位置図

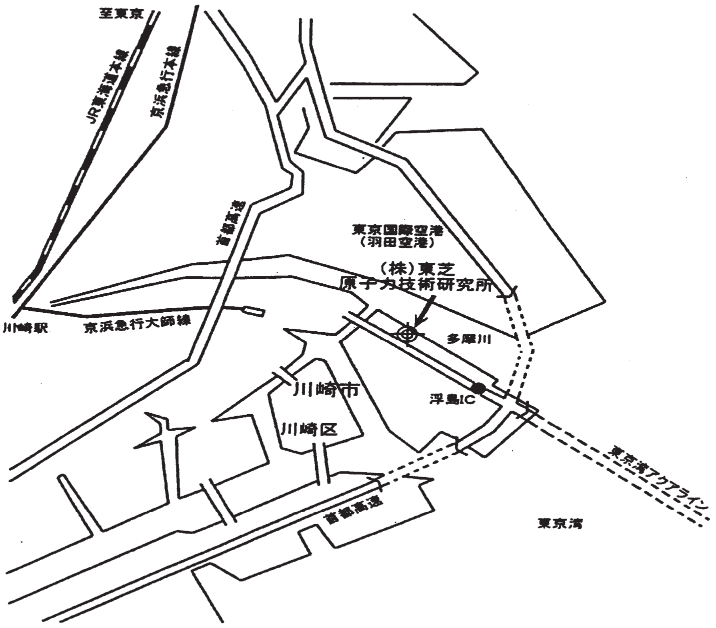

参考図　　（株）東芝 原子力技術研究所 周辺地図

第２節　原子炉施設等の概要

１　東芝臨界実験装置(NCA)

○　BWR(沸騰水型軽水炉)燃料の研究開発を目的とした原子炉であり、昭和 38 年(1963 年)に運転を開始した。

○　炉心は、二酸化ウランを焼結した直径 10mm のペレットをアルミニウム被覆管に納めた燃料棒等により構成されている。

○　燃料棒の形態、形状、濃縮度はいずれも BWR 燃料と同じであり、減速材として軽水を用い、BWR 燃料集合体を模擬した炉心の核特性を調べる実験ができる。

○　最大出力は 200W であるが、通常 0.1W 以下の出力で運転している。

２　核燃料使用施設

○　核燃料物質によって汚染されたものの保管廃棄施設である。

３　原子炉施設と原子力災害対策重点区域の距離

原子炉施設名	熱出力	原子力災害対策重点区域の範囲
東芝臨界実験装置（NCA）	200w	約 100m
核燃料使用施設	—	約 50m

第２部
災害予防・応急・復旧
対策計画

第１章　災害予防計画

第１節　原子力事業者との防災事務に関する協議及び防災要員の現状等の届出の受理

○　都は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、原子力事業者が計画を作成または修正しようとする日の 60 日前までに、その計画案を受理し協議を開始するとともに、直ちに原災法第７条第２項に基づく関係周辺区市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺区市町村の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させる。
○　都は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現状について届出があった場合、関係周辺区市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。
○　都は、原子力事業者からその原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出があった場合、関係周辺区市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。
○　都は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現状について届出があった場合、関係周辺区市町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第２節　立入検査と報告の徴収

○　都は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについての確認をする。
○　立入検査を実施する都の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

第３節　原子力防災専門官との連携

○　都は、本計画の作成、原子力事業所の防災に関する情報の収集及び連絡、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達について、平常時より原子力防災専門官との連携を図る。

第４節　防災知識の普及

１　防災広報

○　都は、国、所在道府県及び原子力事業者と協力して、周辺住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施するとともに、関係周辺区市町村が行う住民等に対する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。
(1)　放射性物質及び放射線の特性に関すること。
(2)　原子力施設の概要に関すること。

(3)　原子力災害とその特性に関すること。
(4)　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
(5)　緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること。

○　防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

２　防災教育

○　都及び区市町村の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第５節　防災業務関係者に対する研修

○　都は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じて実施する。
(1)　原子力防災体制及び組織に関すること。
(2)　原子力施設の概要に関すること。
(3)　原子力災害とその特性に関すること。
(4)　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
(5)　緊急時に都や国等が講じる対策の内容
(6)　危機管理に関すること。

○　防災関係機関は、都、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

第６節　防災訓練等の実施

○　都、警視庁及び東京消防庁は、原子力施設が所在する地方公共団体と協力するなどして、緊急時通信連絡訓練、都民に対する情報伝達訓練等の防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

第７節　情報伝達体制の整備

○　都は今後、都内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する(詳細は、応急対策を参照)。
(震災編第２部第 12 章「放射性物質対策」P506)

第８節　都民への情報提供等

○　放射性物質等による影響が懸念される事態が発生した場合に備え、国や区市町村との役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。
(震災編第２部第 12 章「放射性物質対策」P506)

第２章　災害応急対策計画

第１節　基本方針

○　本章は、原災法第 10 条第１項に基づき原子力事業者から特定事象発生の通報（以下「第 10 条第１項通報」という。）があった場合の対応及び同法第 15 条第２項に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第２節　応急活動体制

１　都の活動体制

○　知事は、原子力事業者から第 10 条第１項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合、法令及び本計画の定めるところにより、関係防災機関の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、区市町村及び他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ、総合調整を行う責務を有する。

○　上記の責務を遂行するため、必要がある場合は応急災害本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

○　都本部等の設置及び廃止等については、大規模事故編第３部第１章第１節　東京都災害対策本部の組織・運営（P91）に定めるところによる。

２　専門家の派遣要請

○　都は、原子力事業者から第 10 条第１項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合、必要に応じ、安全規制担当省庁に対して専門家の派遣を要請する。

３　区市町村の活動体制

○　区市町村においては、原子力事業者から都に第 10 条第１項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策の実施に努める。

○　区市町村の活動体制は大規模事故編第３部第１章第３節　区市町村の活動体制（P101）に定めるところによる。

４　防災機関の活動体制

○　防災機関の活動体制は、大規模事故編第３部第１章第４節　防災機関の活動体制（P102）に定めるところによる。

第３節　情報の収集・伝達

１　情報連絡体制

○　原子力事業者から都に第 10 条第１項通報があった場合又は原子力緊急事態宣言が発出された場合における情報連絡体制は、大規模事故編第３部第２章第１節　情報連絡体制（P106）に定めるところによる。

○　第 10 条第１項通報等の流れは、次のとおりである。

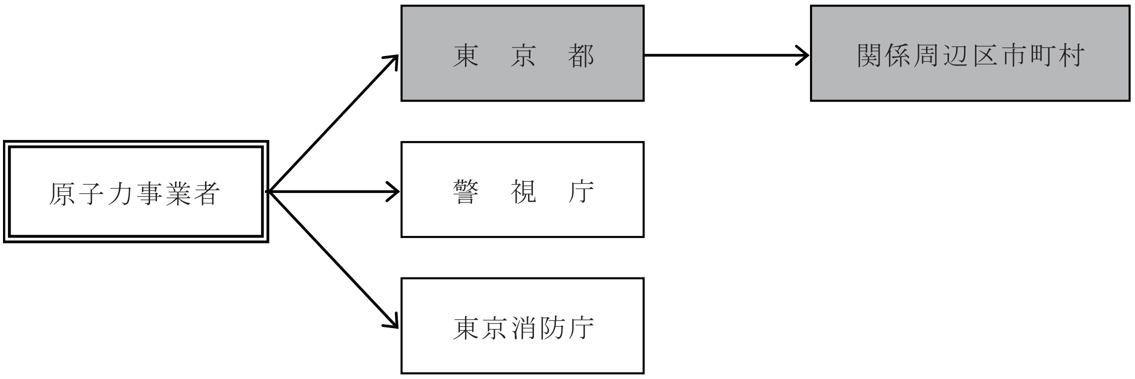

(注)　［灰色の枠］　は、第10条第１項通報箇所を示す。

２　被害状況等の調査報告

○　原子力事故発生時の通報、被害状況等については、次により伝達する。

機関名	内　　　容
区　市　町　村	○　区市町村は、事故による災害について、必要な応急対策を行ったときは、大規模事故編第３部第２章第３節 被害状況等の報告体制（P113）に定める要領に準じ、都に報告する。
都　総　務　局	○　第 10 条第１項通報があった場合 原子力事業者、神奈川県、川崎市、安全規制担当省庁（原子力防災専門官を含む。）との間において、通報を受けた事項、応急対策活動の状況等の情報の収集及び連絡等に努める。 ○　原子力緊急事態宣言が発出された場合 原子力緊急事態宣言発出後、速やかに対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）へ職員を派遣し、情報の収集及び連絡等に努める。
都産業労働局	○　都内産農林水産物等の被害情報の提供 都内産農林水産物等の放射性物質汚染に関する正確な情報を、都民や農業者等に提供し、風評被害の防止に努める。 ○　放射線等の被害状況の調査報告 第 10 条第１項通報があった場合、次の項目について調査、監視し、その結果を都災害対策本部に報告する。 (1)　大気、雨水、大気浮遊塵の放射能による汚染レベル (2)　都内産農林水産物等の放射能による汚染レベル (3)　空間線量率

機関名	内　　　容
都生活文化局	○　第 10 条第１項通報があった場合、生活必需品等の価格需給動向について、情報の収集に努める。
都中央卸売市場	○　放射性物質に汚染され、人の健康をそこなうおそれのある生鮮食料品等について、卸売会社に市場への搬入差し止め、または、販売差し止めを指示し、流通を防止する。入荷した当該物品については、卸売会社を通じて出荷者に自主回収を要請する。
都水道局	○　水質センターにおいて、浄水場原水・浄水等の放射線量を測定するとともに、流域水道事業体の状況等について情報収集を実施する。
都下水道局	○　下水道施設に対して、放射性物質による汚染の疑いがあるときには、下水汚泥焼却灰等の放射線を測定する。
都環境局	○　大気環境測定局で得られた気象データの提供に関することを実施する。
都福祉保健局	○　原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。 ○　第 10 条第１項通報があった場合、空間放射線量について調査、監視し、その結果を都災害対策本部に報告する。
警視庁	○　警視庁は、事故の発生時において、各方面本部、警察署、警察庁等から当該事故に関する情報を収集し、事故状況により応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨と被害状況をとりまとめ、都に通報するとともに、区市町村、東京消防庁及び関係機関と相互に情報交換を図る。 ○　主な収集事項は、大規模事故編第３部第２章第３節 被害状況等の報告体制（P113）に定めるところによる。
東京消防庁	○　関係機関と連携して当庁管内における被災状況等の調査を実施し、都災害対策本部に情報提供する。

３　災害時の広報等

○　放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における都民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

○　情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

○　各防災機関の広報活動方法は、大規模事故編第３部第２章第４節　災害時の広報及び広聴活動（P119）に定めるところによる。

第４節　応援協力

○　応援協力については、大規模事故編第３部第４章第１節　応援協力（P134）に定めるところによる。

第５節　警備・交通規制

○　原子力災害の発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予測される。
○　このため、都民の生命、身体、財産の保護のため、治安の維持に万全を期することが必要となる。
○　警備、交通規制については、大規模事故編第３部第８章　警備交通規制（P169）に定めるところによる。

第６節　都の情報連絡体制

○　放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる都の体制を整備する。

（１）対策内容と役割分担

機　関　名	対　策　内　容
都	○　放射能対策チーム等を設置する。

（２）詳細な取組内容

ア　都災害対策本部を設置した場合

・　都災害対策本部の下に、都関係局で構成する放射能対策チーム（仮称）（以下、「対策チーム」という。）を設置する。
・　対策チームでは、都各局が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。
（構成メンバー）
都知事本局、都総務局、都財務局、都環境局、都福祉保健局、都病院経営本部、都産業労働局、都中央卸売市場、都港湾局、都水道局、都下水道局ほか
・　対策チームの事務は、都総務局が掌理する。

イ　都災害対策本部を設置しない場合

・　放射能対策連絡調整会議を設置する。
・　機能は上記対策チームと同様とする。
（震災編第２部第12章「放射性物質対策」P508）

第７節　都民への情報提供等

（１）対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

機　関　名	対　策　内　容
都総務局 都生活文化局	○　的確な情報提供・広報
都環境局	○　大気環境測定局で得られた気象データの提供 ○　都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
都福祉保健局	○　被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○　保健所において被ばく線量等の測定 ○　空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表
都産業労働局	○　都内産農林水産物等の放射性物質検査
都中央卸売市場	○　摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止
都水道局	○　浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供 ○　応急給水拠点を遠隔操作することで清浄な水を確保
都下水道局	○　下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供
区市町村	○　放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表

（２）詳細な取組内容

≪都総務局≫　≪都生活文化局≫

○　放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し､緊急時における都民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、都民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

○　情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

○　各防災機関の広報活動方法は、大規模事故編第３部第２章第４節　災害時の広報及び広聴活動（P119）に定めるところによる。

≪都環境局≫

○　大気環境測定局で得られた気象データを提供する。

○　都内区市町村等と連携し､焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集する。

≪都福祉保健局≫

○　原子力規制委員会、放射線医学総合研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を

提供する。

○　空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定結果について、情報提供する。

≪都産業労働局≫

○　都内産農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供

≪都中央卸売市場≫

○　原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、出荷制限等を指示した食品、並びに生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者に周知し、市場内での流通・取引を防止する。

※SQM（セイフティ&クオリティ・マネージャー）
市場内の自主的衛生管理等の推進役・食品危害発生時の連絡調整役

≪都水道局≫

○　水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定するとともに、流域水道事業体の状況等について情報収集を実施する。

≪都下水道局≫

○　汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量を測定、公表する。

（震災編第２部第12章「放射性物質対策」P508）

第３章　災害復旧対策計画

第１節　保健医療活動

（１）役割分担と対策内容

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

機　関　名	対　策　内　容
都福祉保健局 都病院経営本部	○　健康相談に関する窓口の設置等 ○　保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定
区　市　町　村	○　健康相談に関する窓口の設置 ○　外部被ばく線量等の測定

（２）詳細な取組内容

≪都福祉保健局≫　≪都病院経営本部≫

○　放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学附属病院の医療関係者からなる緊急医療派遣チームの指導、助言、行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において、住民等の外部被ばく線量等の測定を実施する。

○　都の体制では不足が見込まれる場合は、災害拠点病院等に対し、実施を要請する。

≪区市町村≫

○　住民の求めに応じ、公立病院、保健所において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

第２節　放射性物質への対応

（１）役割分担と対策内容

機　関　名	対　策　内　容
都　各　局 区　市　町　村	○　除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

（２）詳細な取組内容

放射性物質等による影響が生じた際に、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

（震災編第２部第 12 章「放射性物質対策」P514）

第３節　風評被害への対応

（１）役割分担と対策内容

放射性物質等による影響が生じた際に、風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。

このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

機　関　名	対　策　内　容
都産業労働局	○　都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的に実施するとともに、都民に対して情報提供を行う。 ○　海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力を PR する。 ○　工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性の PR に努める。
都中央卸売市場	○　摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 ○　卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性の PR 及び正確な情報の提供
都　港　湾　局	○　貿易相手国等に対して東京港の安全性を PR する。

（２）詳細な取組内容

≪都産業労働局≫

○　都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的に実施して検査結果を公表することで、風評被害の防止に努めるとともに、消費者に対して正確な情報提供を行い、都民の安全・安心の確保に努める。

○　外国人旅行者を回復・増加させるため、海外の有力メディアや旅行事業者等に対して、旅行目的地としての東京の安全性や魅力を積極的に PR する。

○　都内中小企業が海外との商取引において、工業製品の放射線検査証明が求められる場合、東京都立産業技術研究センターに協力要請して、放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性の PR に努める。

≪都中央卸売市場≫

○　原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）が、出荷制限等を指示した食品、並びに生産地自治体が、出荷等の自粛を要請した生鮮食料品に関する情報を、速やかに、安全・品質管理者（SQM）を通じて、市場関係事業者に周知し、市場内での流通・取引を防止する。

○　卸売市場に出荷された生鮮食料品について、産地支援イベントを開催し、安全性を PR するとともに、放射性物質に関する正確な情報提供などを行う。

≪都港湾局≫

○　必要に応じて東京港における放射性物質検査を実施することにより、安全性を確認して正確な情報提供を行い、風評被害の防止に努める。

(震災編第２部第 12 章「放射性物質対策」P515)

＜資料編の取扱いについて＞

平成14年修正の東京都地域防災計画（原子力災害編）では、原子力安全委員会がとりまとめた「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」に基づいて、「原子力災害時における屋内退避及び避難等に関する指標」、「原子力災害時における飲食物摂取制限に関する指標」を資料として掲載していたところである。

しかしながら、平成24年10月に、国の原子力規制委員会が決定した「原子力災害対策指針」において、原子力災害時における屋内退避及び避難等に関する指標、飲食物摂取制限に関する指標が削除されたことから、東京都地域防災計画においても、当指標に係る資料を削除するものとする。

なお、都としては、これらの指標について、早期の策定を国に対して求めていく。

用語集・索引

用　語　集

屋内退避

原子力災害時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。

オフサイトセンター

原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方自治体、関係機関及び専門家などが情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設である。緊急事態応急対策拠点施設。

核燃料物質

原子力基本法の規定により、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。

サーベイメーター

放射性物質または放射線に関する情報を簡便に得ることを目的とした、小型で可搬型の放射線測定器のこと。

災害時要援護者

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人々をいう。高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等を想定している。

被ばく

人体が放射線を受けることをいう。その受け方によって外部被ばくと内部被ばくに分けられる。

ラジオ・アイソトープ（RI）

放射性同位元素といい、放射線を発する原子番号が同じで質量数の異なる元素をいう。医療や工業に広く利用されているが、放射線は、取扱いを誤ると人体に対して深刻な影響を与える可能性があることから、その取扱いについては注意を払う必要がある。

臨界事故

核燃料物質は、核分裂性物質の量、形状、中性子に対する条件が整うと、核分裂の連鎖反応が起こる。この核分裂による連鎖反応が継続している状態を臨界状態にあるという。核燃料施設では、臨界が起こらないように、核燃料物質の取扱量を制限したり容器等の形状を工夫し臨界管理を行っている。

索　　引

か

核燃料施設.. 6,25

き

危険物輸送車両... 3

け

原子炉施設... 4,6,7,8
原子力防災専門官 11,14

と

都災害対策本部...................................... 13,14,15,16

ほ

放射性同位元素... 25
放射線等使用施設 3

り

臨界事故 3,6,25

平成 14 年４月　策定
平成 24 年 11 月　第１次修正

印刷物規格表第２類
印刷番号（２４）３１

東京都地域防災計画
原子力災害編

編集発行　東京都防災会議
（東京都防災会議事務局）東京都総務局総合防災部
〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電　話　０３（５３２１）１１１１（代）　内線 25-061

印　刷　音羽印刷株式会社
〒162-0801　東京都新宿区山吹町１５番地
電　話　０３（３２６８）１４４０

R70
古紙パルプ配合率70％再生紙を使用